令和8年度

龍ケ崎市子どもを守るネットワーク
代表者会議

日時：令和8年7月15日（水）
午後1時30分～
会場：5階　全員協議会室

…… 次 第 ……

1 開　会

2 こども未来部長あいさつ

3 議　題
（1）龍ケ崎市子どもを守るネットワークの概要
（2）児童虐待対応における主な関係機関の役割
（3）令和7年度児童虐待相談の状況

4 質疑応答

5 閉　会

6 講　話　　講　師　：　茨城県土浦児童相談所
所長　藤枝　洋明　氏

令和8年度「龍ケ崎市子どもを守るネットワーク」代表者会議　構成機関一覧

	構成機関	部署・役職	出席者名（敬称略）
1	土浦児童相談所	所長	藤 枝 洋 明
2	竜ケ崎保健所	健康増進課長	山 本 曜 子
3	龍ケ崎市	こども未来部長	唯 根 敦 美
		こども未来部次長	篠 塚 寿 也
		福祉総務課長	山 﨑 正 尚
		こども家庭センター課長	海老原　雅男
		福祉部次長兼障がい福祉課長	鴻 巣 倫 子
		福祉部参事兼保護課長	松 本 博 実
		こども未来部参事兼こども発達センター課長	蔭 山 大 三
		保育課長	糸 賀　勉
4	龍ケ崎市教育委員会	指導課長	秋 山 卓 也
		教育センター所長	野 原 俊 之
		文化・生涯学習課長（青少年センター所長併任）	清 水 直 之
5	龍ケ崎市医師会	龍ケ崎市医師会長	菊 地 達 之
		龍ケ崎済生会病院小児科部長	西 上 奈緒子
6	龍ケ崎市歯科医師会	龍ケ崎市歯科医師会	野 上 俊 雄
7	竜ケ崎警察署	生活安全課長	落 合　一
8	龍ケ崎市民生委員児童委員連合協議会	主任児童部会長	山 﨑 雅 昭
9	稲敷広域消防本部	龍ケ崎消防　副署長	唯 根 英 雄
10	水戸地方法務局龍ケ崎支局	支局長	中 根 浩 之
11	小学校・中学校	龍ケ崎市学校長会　八原小学校長	中 山　武
12	認定こども園・幼稚園・保育所	龍ケ崎市私立幼稚園連合会々長 認定こども園ぶどうの木　竜ヶ崎幼稚園長	飯 塚 拓 也
		私立保育園 まつやま大宮保育園長	鈴 木 夕里子
		公立保育所　八原保育所長	大 塚 恵 美

資料１

龍ケ崎市子どもを守るネットワークの概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）
協議会調整機関（市町村児童福祉担当課）

【役割】 支援対象児童等の早期発見
支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始
関係機関等がその子ども等に関する情報や考えを共有し、適切な連携を図る

◎ 協議会参加者（構成員）には、児童福祉法25条の5『守秘義務』が課せられる

代表者会議

【役割】
・虐待防止への認識の向上
・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり

【参加者】
各機関の代表者

【開催頻度】
年1回

【活動内容】
①関係機関との連携・協力・情報交換
②広報・啓発

実務者会議

【役割】
・虐待防止策に向けた課題の整理
・支援対象児童の実態把握・支援を行っているケースの総合的な把握

【参加者】
各機関の実務者

【開催頻度】
全体会：年2回
実務者ケース進行管理会議：年4回

【活動内容】
①定期的な情報交換
②管理ケースの状況確認と支援方針の適正を図る

個別ケース検討会議

【役割】
・個別ケースの支援

【参加者】
関わりを有する関係機関の担当者

【開催頻度】
必要に応じて適宜

【活動内容】
①支援方法の確立
②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
③次回会議（評価及び検討）の確認

＜効果的な運営方法＞
1 「子どもの安全確保と権利擁護」➡その子どもにとって何が一番良いのか「子どもの最善の利益」を考える
2 前向きな議論➡済んだことを責めず、今後について検討する。
3 共通理解と尊重➡それぞれの機関の役割や意見を否定・責めることなく、できることを話し合う。
4 支援方法に基づく各機関の役割分担と説明の明確化
5 うまく進んでいない場合には速やかに支援方針の見直しを行う。
6 地域資源の活用➡家庭を対象とした包括的支援

警察・消防
民生委員・児童委員
保育所・保育園・認定こども園
子育て支援センター
こども家庭センター
保健所・法務局
児童相談所
学校・教育委員会
医師会・歯科医師会
障がい福祉担当課
その他

児童虐待対応における主な関係機関の役割

資料2

警察署

☆虐待をする保護者への指導

・市民・関係機関からの通報受理及び児童相談所への通告（身柄付きを含む）

・刑事事件としての立件

学校・教育委員会

☆日常の観察を通しての早期発見

・保護者への虐待未然防止の啓発

・児童相談所への通告

・龍の子支援会議と要対協の連携

保育所（園）・幼稚園・認定こども園（保育士・幼稚園教諭）・地域子育て拠点

☆情報提供かつ在宅援助に身近な存在

・虐待を受けていると思われる児童を発見しやすい立場

・子どもの状況にあった個々の相談と支援

・虐待が疑われるケースの定期的観察

保育課

☆教育・保育施設等利用状況情報の提供

・保育所入所の措置

・学童保育

虐待対応の中核的機関

こども家庭センター

☆当市における児童虐待通告や相談の窓口

・子どもを守るネットワーク会議（要対協）の運営

・個別ケース検討会議の運営

・関係機関との連絡調整

・在宅支援の実施（養育支援訪問等）

☆全ての妊産婦に係わる相談の窓口

・要支援妊婦、特定妊婦への支援

・要支援妊婦連絡調整会議と要対協の連携

・赤ちゃん訪問を通しての虐待早期発見と支援

☆乳幼児健診での保健指導による児童虐待の早期発見

・育児・発達相談を通じた予防的援助

児童相談所

☆児童虐待に関して中心的な機関

・市町村に対する専門的助言指導

・一時保護

・施設入所措置

連携

医療機関（医師・歯科医師）

☆医学的見地からの所見及び解決

・診療による児童虐待の早期発見

・診療を通じての問題要素の解決（精神疾患等）

こども発達センターつぼみ園

☆こどもの発達・療育支援

・児童虐待の早期発見

・障がいの相談と個別支援

保健所（保健師）

☆精神保健面での支援

・措置入院（精神保健）

障がい福祉課（精神保健福祉士）

☆精神保健面での支援

・精神保健相談等の中での早期発見・支援

消防署

☆情報共有かつ緊急時対応

・救急搬送業務を通じての被虐待児童の発見

民生委員・児童委員／主任児童委員

☆情報提供かつ在宅援助の最も身近な存在・地域での見守りの中心的な存在

・地域における児童の状況把握による児童虐待の早期発見

・子どもの相談、援助

＜その他の関係機関＞

家庭的保育事業実施機関

小規模保育実施機関

こども支援活動団体

一時預かり事業実施機関

利用者支援事業実施機関

助産所　　など

福祉総務課

☆福祉の総合相談

保護課

☆安定した生活を支援

・生活保護の実施

・生活困窮者への支援

法務局

☆法的対応を支援する存在

・人権の擁護

・こどもの人権１１０番設置

資料3

令和7年度児童虐待相談の状況

1） 龍ケ崎市及び児童相談所等の虐待相談件数の推移（令和3年度～令和7年度）

単位 ： 件

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
龍ケ崎市	85	119	96	65	56
土浦児童相談所	1,263	1,641	1,568	1,729	1,719
茨城県	3,743	4,033	4,134	4,233	集計中
全国	207,660	214,843	225,509	223,691	集計中

集計）相談件数には，実態調査の結果虐待に当てはまらないケースも含まれています。

2） 龍ケ崎市の虐待相談種別件数の推移（令和3年度～令和7年度）

単位 ： 件

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	32	22	23	19	12
性的虐待	6	5	2	1	0
心理的虐待	33	56	46	21	17
ネグレクト	14	36	25	24	27
計	85	119	96	65	56

資料4

3)令和7年度　虐待相談の相談種別･経路

単位 ： 件

区　分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童相談所	3	0	5	1	9
市 町 村 (児童福祉･ 母子保健)	1	0	2	3	6
警 察 署	0	0	0	0	0
保 健 所	0	0	0	1	1
医療機関	0	0	0	1	1
保育園(所) 幼稚園 認定こども園	3	0	1	5	9
学　　校	0	0	2	6	8
教育委員会等	3	0	3	3	9
児童委員	0	0	0	0	0
家族･親戚	2	0	3	2	7
近隣･知人	0	0	1	4	5
児童本人	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	1
計	12	0	17	27	56

4)令和7年度　虐待相談の主な虐待者

単位 ： 件

区　分	実　父	実父以外の 父　親	実　母	実母以外の 母　親	その他	計
相談件数	20	4	32	0	0	56

5)令和7年度　被虐待者の年齢･相談種別

単位 ： 件

区　分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～2歳児	1	0	2	4	7
3歳～就学前児童	4	0	6	6	16
小　学　生	6	0	7	9	22
中　学　生	1	0	2	5	8
高校生･その他	0	0	0	3	3
計	12	0	17	27	56

資料５

○龍ケ崎市子どもを守るネットワーク要綱

平成１７年８月２２日
告示第８６号

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２５条の２第１項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、龍ケ崎市子どもを守るネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　要保護児童　法第６条の３第８項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

(2)　要支援児童　法第６条の３第５項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

(3)　特定妊婦　法第６条の３第５項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

（所掌事項）

第３条　ネットワークは、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換

(2)　要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議

(3)　前２号に掲げる事項のほか、第１条に規定する設置目的の達成について必要な事項

（組織）

第４条　ネットワークは、次に掲げる機関等をもって組織する。

(1)　茨城県土浦児童相談所

(2)　茨城県竜ケ崎保健所

(3)　龍ケ崎市（福祉部福祉総務課、障がい福祉課及び保護課並びにこども未来部こども家庭センター、保育課及びこども発達センター）

(4)　龍ケ崎市教育委員会（文化・生涯学習課、指導課及び教育センター）

(5)　一般社団法人龍ケ崎市医師会

(6)　龍ケ崎市歯科医師会

(7)　茨城県竜ケ崎警察署

(8)　龍ケ崎市民生委員児童委員連合協議会

(9)　稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部龍ケ崎消防署

(10)　水戸地方法務局龍ケ崎支局

(11)　龍ケ崎市内の小学校及び中学校

(12)　龍ケ崎市内の認定こども園、幼稚園及び保育所

(13)　その他市長が特に必要と認める機関等

（会議等）

第５条　ネットワークは、代表者会議及び実務者会議（前条に規定する機関等の実務者全員で構成する全体会及び実務者の一部で構成するケース進行管理会議をいう。以下同じ。）並びに個別ケース検討会議で構成する。

２　代表者会議は、前条に規定する機関等の代表者で構成し、児童虐待事案その他の第３条に規定する事項に関する事案（以下「児童虐待事案等」という。）に対する当該構成機関等相互の連携が円滑に行われることを目的に年１回開催するものとする。

３　実務者会議は、前条に規定する機関等の実務者で構成し、情報の交換、支援を行っている事案の状況の把握及び次項に規定する個別ケース検討会議において課題とされた事項の検討並びにその他ネットワークの活動に関して必要な事項の協議を行うものとする。
４　個別ケース検討会議は、前条に規定する機関等の中で個々の児童虐待事案等又は児童虐待事案等と疑われる事案に直接関わりを有する機関等又は関わりを有することになる可能性があると判断される機関等の実務者で構成し、個々の事案につき、状況の確認及び支援の方法の検討並びにその他必要な事項の協議を行うものとし、構成員の発議により必要に応じて開催するものとする。
５　代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により選出する。
６　座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
７　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

（秘密の保持）

第６条　ネットワークの構成員は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第７条　ネットワークの事務局は、こども未来部こども家庭センターに置く。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この告示は、平成１７年９月１日から施行する。

付　則（平成１９年３月１３日告示第２２号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則（平成２１年３月３０日告示第４７号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２３年４月１４日告示第７３号）

この告示は、平成２３年５月１日から施行する。

付　則（平成２４年３月３０日告示第７６号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成２７年３月３１日告示第４５号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成２８年３月３１日告示第８２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年２月２８日告示第３０号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則（令和元年１２月２７日告示第６７号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（令和５年３月３１日告示第８６号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和７年３月２６日告示第６３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

付　則（令和８年３月１９日告示第４６号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

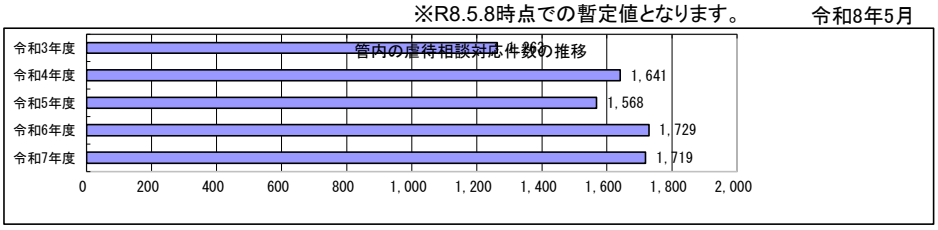
土浦児童相談所管内における児童虐待相談対応件数等(速報値)

土浦児童相談所
令和8年5月

※R8.5.8時点での暫定値となります。

管内の虐待相談対応件数の推移(集計中)

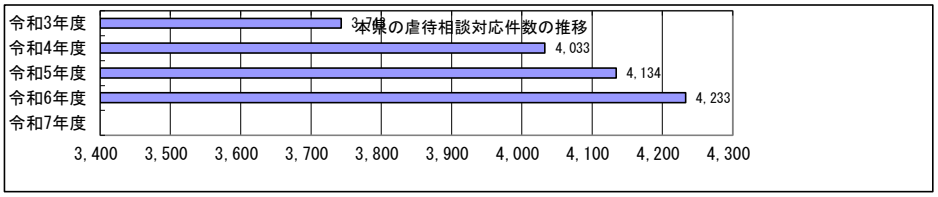
	虐待相談	全相談	割合
令和3年度	1,263	2,870	44.0%
令和4年度	1,641	2,909	56.4%
令和5年度	1,568	2,841	55.2%
令和6年度	1,729	2,939	58.8%
令和7年度	1,719	2,957	58.1%



本県の虐待相談対応件数の推移(速報値)

※斜線部分は集計中

	虐待相談	全相談	割合
令和3年度	3,743	8,372	44.7%
令和4年度	4,033	7,825	51.5%
令和5年度	4,134	7,775	53.2%
令和6年度	4,233	7,764	54.5%
令和7年度			



管内虐待の種類別

	虐待相談	身体的	ネグレクト	性的	心理的
令和3年度	1,263	287	155	15	806
令和4年度	1,641	428	246	13	954
令和5年度	1,568	358	173	18	1,019
令和6年度	1,729	369	254	17	1,089
	割合(%)	21.3%	14.7%	1.0%	63.0%
令和7年度	1,719	379	208	13	1,119
	割合(%)	22.0%	12.1%	0.8%	65.1%

本県虐待の種類別(集計中) ※斜線部分は集計中

	虐待相談	身体的	ネグレクト	性的	心理的
令和3年度	3,743	880	455	45	2,363
令和4年度	4,033	1,012	548	41	2,432
令和5年度	4,134	952	488	63	2,631
令和6年度	4,233	974	594	49	2,616
	割合(%)	23.0%	14.0%	1.2%	61.8%
令和7年度					
	割合(%)				

管内経路別

	虐待相談	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	保健所	医療機関	施設等	警察・家裁	学校等	児童委員	その他
令和3年度	1,263	73	112	11	20	0	17	6	647	71	0	306
令和4年度	1,641	191	148	12	37	1	21	20	763	111	0	337
令和5年度	1,568	138	131	32	26	0	20	12	667	99	0	443
令和6年度	1,729	179	131	28	33	0	19	18	666	112	0	543
	割合(%)	10.4%	7.6%	1.6%	1.9%	0.0%	1.1%	1.0%	38.5%	6.5%	0.0%	31.4%
令和7年度	1,719	187	126	29	31	0	20	7	769	77	0	473
	割合(%)	10.9%	7.3%	1.7%	1.8%	0.0%	1.2%	0.4%	44.7%	4.5%	0.0%	27.5%

管内虐待者別

	虐待相談	実父	割合(%)	実父以外父	割合(%)	実母	割合(%)	実母以外母	割合(%)	その他	割合(%)
令和3年度	1,263	629	49.8%	77	6.1%	545	43.2%	3	0.2%	9	0.7%
令和4年度	1,641	787	48.0%	81	4.9%	740	45.1%	5	0.3%	28	1.7%
令和5年度	1,568	745	47.5%	70	4.5%	720	45.9%	17	1.1%	16	1.0%
令和6年度	1,729	803	48.5%	54	3.3%	767	46.4%	8	0.5%	22	1.3%
令和7年度	1,719	821	47.8%	63	3.7%	798	46.4%	4	0.2%	33	1.9%

管内年齢別

	虐待相談	0～2歳児	割合(%)	3歳～就学前	割合(%)	小学生	割合(%)	中学生	割合(%)	高校生他	割合(%)
令和3年度	1,263	224	17.7%	307	24.3%	458	36.3%	181	14.3%	93	7.4%
令和4年度	1,641	298	18.2%	376	22.9%	595	36.3%	248	15.1%	124	7.6%
令和5年度	1,568	271	17.3%	255	16.3%	659	42.0%	262	16.7%	121	7.7%
令和6年度	1,729	287	16.6%	356	20.6%	628	36.3%	291	16.8%	167	9.7%
令和7年度	1,719	269	15.6%	366	21.3%	648	37.7%	282	16.4%	154	9.0%

管内市町村別虐待相談対応件数

	全体	土浦	石岡	龍ケ崎	取手	牛久	つくば	守谷	稲敷	かすみがうら	つくばみらい
令和3年度	1,263	203	86	124	93	123	296	84	40	39	59
令和4年度	1,641	257	102	120	107	153	449	62	55	41	90
令和5年度	1,568	320	116	142	115	130	371	76	52	45	58
令和6年度	1,729	322	62	148	129	144	443	91	76	59	65
令和7年度	1,719	278	94	147	120	125	520	88	63	69	76

美浦	阿見	河内	利根	管外
10	81	4	9	12
19	140	11	22	13
22	85	8	8	20
27	96	3	20	44
13	90	0	25	11